

介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与
有限会社 スミレホーム運営規定

(事業の目的)

第1条

有限会社スミレホームが開設する(以下「事業所」という。)が指定福祉用具貸与の事業(以下、「事業」という。)適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(介護福祉士、義肢装具士、看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士)または、厚生大臣が指定した専門相談員研修者もしくは、都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたことを認める者(以下「専門相談員」という)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定福祉用具貸与を提供する事を目的とする。

(運営方針)

第2条

- ① 事業所の専門相談員は、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助、取り付け調整等を行い、日常生活上の利便を図り、その機能訓練等に資するとともに、利用者の負担軽減を図る。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域保健、医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 有限会社スミレホーム
- ② 所在地 千葉県富津市下飯野785-1

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条

事業に勤務する職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 専門相談員 2名以上(常勤換算方式による)
専門相談員は、適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行う。
- ③ 事務員 1名
商品の発注及び連絡等必要な事務を行う。

(営業日および営業時間)

第5条

事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜から土曜日
ただし、(土曜日：第二・第四は休日)・日曜祝祭日・年末年始12月29日より翌年1月3日迄を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時00分までとする。
- ③ FAX等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(福祉用具貸与の提供方法、取り扱い種目、内容および利用料等)

第6条

- ① 福祉用具の提供方法および内容は、次のとおりとし、福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別紙価格表(カタログ等)によるものとし、当該指定福祉用具貸与が法定代理受領サービスである場合は、その利用者(1割負担並びに2割・3割負担の方がいます。)の負担割合に応じた負担額とします。
- ② 専門相談員は、福祉用具貸与の提供にあたっては、利用者の身体状況、利用者の希望、その置かれている環境を踏えて選定し、専門知識に基づき福祉用具の機能、使用方法、利用等に関する情報を提供する。
- ③ 福祉用具の提供にあたっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。
- ④ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける事とする。
- ⑤ 福祉用具貸与の提供に当たり、取り扱う種目は、厚生労働省大臣が定める、福祉用具貸与に関わる福祉用具の種目に基づいた以下のものとする。
車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ(工事を伴わないもの)、歩行器、歩行補助杖、認知症老人徘徊感知機器、移動リフト、自動排泄処理装置

(通常事業の実施地域)

第7条 通常の実業実施地域は、千葉県全域とする。

第8条

回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管します。

なお、福祉用具の保管、消毒については、各業者との契約先に委託して行う。

(虐待の防止)

第9条

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ③ 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(職場におけるハラスメントの防止)

第10条

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第11条

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努める。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- ③ 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第12条

事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(身体拘束等の禁止)

第13条

- ① 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- ③ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 1. 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 2. 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 3. 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営について留意事項)

第14条

- ① 指定福祉用具貸与事業所は、専門相談員の質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 1. 採用時研修 採用後3か月以内
 2. 継続研修 年3回
- ② 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族・等の秘密を保持する。
- ③ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族・等の秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。
- ③ この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社スミレホーム事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。